

## 名古屋医療センター「金鯨友の会」会員規約

### (目的)

#### 第1条

この規約は、国立病院機構名古屋医療センター（以下「名古屋医療センター」という。）の理念に基づき、職員と友の会会員相互の交流及び親睦を図り、安全でより質の高い医療提供の実現に向けて、共に努力することを目的とする。  
また、暮らしに役立つ医療、保健などに関する情報発信を行うことで、会員の健康増進に寄与する。

### (名称)

#### 第2条

本会の名称を「名古屋医療センター金鯨友の会」とする。

### (所在地)

#### 第3条

本会は名古屋市中区三の丸四丁目 1-1 名古屋医療センター内企画課地域医療連携室内に事務局を置く。

### (入会)

#### 第4条

1. 会員は、名古屋医療センターの患者及びその家族を含め、本規約の目的に賛同いただける方が所定の入会手続きを行い、本会が承認した個人とする。
2. 入会手続きは随時受け付けるものとし、受付した証として会員証を発行する。

### (退会)

#### 第5条

1. 会員は、その旨を届出て退会することができる。
2. 会員は、次の各号に該当するときは、退会したものとみなす。
  - 一 組織が解散したとき
  - 二 入会手続きに際して虚偽の申告をしたとき
  - 三 「名古屋医療センター金鯨友の会」の企画する催しに2年以上参加が確認できないとき
  - 四 その他会員としてふさわしくないと認められるとき

### (会費)

#### 第6条

本会の会費は、無償とする。

(活動)

第7条

友の会の目的達成に必要と考えられる活動を行う。  
当院ホームページに会員用サイトを設けて情報提供する。

(特典)

第8条 会員には、次の特典を付与する。

- 1.院内定期講演会の案内。
- 2.病院が企画する会員サービスの提供。

(個人情報)

第9条

会員の住所、氏名等個人情報は、本会の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(附則)

1. 本規約は、平成22年4月10日から施行する。
2. 平成26年4月10日より、第5条2.三を追加する。

《逐条解釈（補足事項）》

(第4条第1項)

会員は、本会が承認した個人のみであり、いかなる団体、法人であっても団体として、会員となることは出来ない。

(第4条第2項)

入会手続きは随時受け付けるものとし、受付した証として会員証を発行する

- ・ 入会手続きは、院内掲示、HP及び院内講演会等にて随時募集する。
- ・ 入会希望者は申込用紙を地域医療連携室に提出し、承認した証として会員証を発行する。
- ・ 会員証は、友の会の会員を証するのみであり、その他の事項に関する効力を有しない。